

Ⅱ 特定事業を実施する方への留意事項

1 特定事業について

(1) 特定事業（条例第2条第2号）

開発行為や宅地造成等において、当該事業区域外から搬入した土砂等で埋立て等を行う場合が対象となる（当該事業区域内の切土・盛土で土工工事を実施する場合は対象外となるが、隣接地であっても外部から搬入すれば対象となる。）。このうち土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000 m²以上の事業が特定事業に当たり、特定事業を開始する日の14日前までに県に届出を行う必要がある。

(2) 特定事業区域（条例第10条第1項）

特定事業区域の面積は、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）の面積は含まない。

(3) 特定事業場（条例第18条の2）

特定事業区域及び特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）を指す。

(4) 事業規模の変更に伴う届出

事業規模を変更し、3,000 m²以上とする場合は、県条例の届出対象となるため、事前に県に届出を行う必要がある（既に市町条例に基づき届出を行っている又は市町条例の許可を受けている事業区域を拡張する場合は、市町と県とで調整することとなるため、事前に相談すること。）。

2 土地利用関係法令等の確認

以下の関係法令等の適用の有無を事前に確認すること。

関係法令	確認を要する行為
盛土規制法	一定規模以上の盛土・切土を行う場合
農地法	農地転用（一時転用を含む。）する場合
森林法	山林等で立木の伐採や開発行為を行う場合
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地で工事等を行う場合

※ 上記以外の法令等の規制対象となる場合あり。

3 使用材料等

- (1) 砕石や砂利は、土砂等には含まれないが、土砂等の埋立てと併せて埋立てに利用する場合には、全体として土砂条例の規制対象となる。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、埋め立てることができない。
- (3) 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌を特定事業場内に搬入することはできない。
- (4) 産業廃棄物である建設汚泥に中間処理を加えた後の物を埋立て材として再生化

した製品（いわゆる「改良土」や「再生土」と呼ばれるもの）については、売買の形式を取っていたとしても、実質的に処分費に該当するほかの金銭等の授受があることで、逆有償の取引に該当すれば、廃棄物の処分に該当するので、取引や利用に際しては事前に相談すること。

4 土砂等搬入届の事前提出について

土砂等を搬入する前に、必ず土砂等搬入届を提出すること。

県では、土砂等が実際に搬入される前に、土砂等発生元証明書に記載のある現場責任者等に対して、工事の状況等について、原則として電話等により確認を行っているほか、状況により、発生元の現地確認を行うこととしている。

5 その他

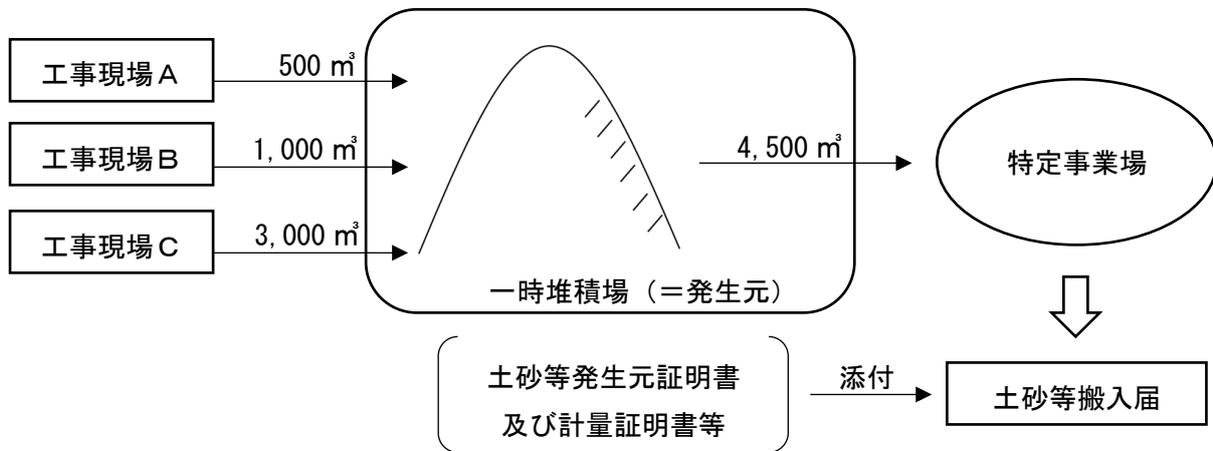
- (1) 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、検査試料採取調書及び計量証明書は、採取場所ごとに作成する必要がある。一時堆積場から土砂等を搬入する場合は、当該一時堆積場又は一時堆積場に持ち込む前のおおもとの採取場所について作成された土砂等発生元証明書及び計量証明書等が必要となる（詳細は、p7「一時堆積場から特定事業場への土砂等の搬入について」を参照）。
- (2) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。
- (3) 特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、特定事業の完了手続終了後に実施すること。

一時堆積場から特定事業場への土砂等の搬入について

特定事業区域に土砂等を搬入する場合、土砂条例第16条に基づき土砂等搬入届を提出する必要があり、添付書類として土砂等発生元証明書及び計量証明書等を求めています。

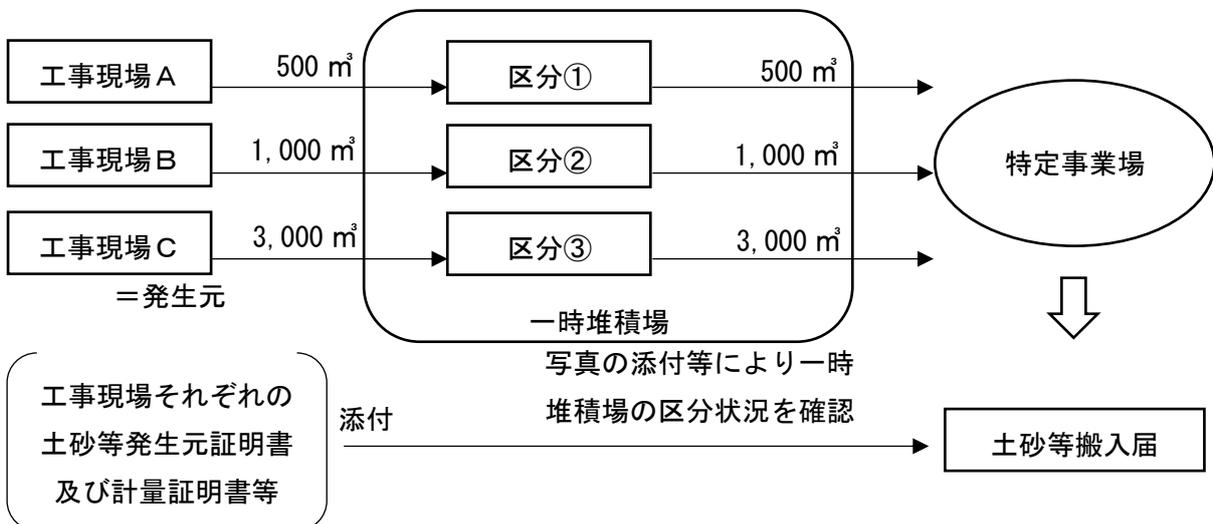
一時堆積場から特定事業場へ土砂等を搬入する場合は、当該一時堆積場を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付することとなりますが、区分堆積がなされているなどしておおもとの工事等から搬出された土砂等が区別できている場合には、当該おおもとの工事等を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付することができます。

【例①】一時堆積場（区分堆積なし）※から搬入する場合



※資源有効利用促進法においては、建設発生土の最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられております。搬出先を追えるようストックヤード（一時堆積場）において区分管理が必要とされているところ、ストックヤード運営事業者登録制度に基づく登録ストックヤードでは、工事現場ごとの区分管理が不要とされています。

【例②】一時堆積場（区分堆積あり）から搬入する場合



特定事業届出後に行うこと（注意書）

1 標識の掲示等（土砂条例第 20 条）

- ①土砂等の埋立て等に関する標識（規則第 14 条で定める内容を記載）を掲示（p18、19 を参照）。
- ②特定事業区域と区域外との境界を明らかにする表示を行う。

2 関係書類の縦覧（19 条）

特定事業届など、知事に提出した書類の写しと土砂等管理台帳（別記様式第 10 号）を周辺住民や利害関係者に対して縦覧に供する。

3 周辺住民等への周知（18 条の 2）

周辺住民や利害関係者に対して特定事業の計画を周知するよう努める。
※他法令に基づき周知を行っている場合は、周知したものとみなす。

特定
事業
施工
中

4 土砂等の搬入の届出（16 条）

必ず土砂等を搬入する前に届出すること。

必要書類（p15、16 を参照）を添付し、土砂等搬入届（別記様式第 7 号）を提出。

なお、いわゆる改良土の搬入については、廃棄物処理法上問題がないことを確認する必要があるので、必ず事前に余裕をもって相談すること。

※土砂等発生元証明書（別記様式第 8 号）における発生元に対しては所管の県環境森林（管理）事務所が電話等で確認を行う。

※初回の土砂等の搬入時には県事務所が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。

土
砂
等
を
搬
入
す
る
と
き

5 変更の届出（11 条）

①特定事業の計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合、事前に届出（別記様式第 5 号）

②氏名・住所、土砂等の量等の軽微な変更については、変更後、遅滞なく届出（別記様式第 6 号）

※土砂等搬入届提出により、特定事業届に添付した「特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に変更がある場合には、特定事業軽微変更届（別記様式第 6 号）を提出（土砂等搬入届と併せて事前に提出可）。

6 搬入車両への表示（20 条の 2）

搬入車両の見やすい箇所に規則第 14 条の 2 で定める内容を表示（p18、20 を参照）。

7 土砂等管理台帳の作成（17 条 1 項）

土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第 10 号）を作成。

一時堆積事業においては、土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第 11 号）も作成。

8 土砂等の量の報告 (17条2項)

6月経過日から2週間以内に特定事業状況報告書(別記様式第12号)に土砂等管理台帳の写しを添付して報告。

9 定期検査による水質検査等の実施及び結果報告 (18条1項・3項)

- ①水質検査試料又は地質検査試料を採取して検査。なお、試料採取には県事務所が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。
- ②6月経過日から2週間以内に、特定事業水質検査等報告書(別記様式第14号)により水質検査等結果を報告。

※ 一時堆積事業においては、6月を3月に読み替えること。

搬入開始日から6月ごと

10-1 完了の届出 (21条1項)

特定事業完了届(別記様式第15号)を提出。

10-2 土砂等の量の報告 (17条2項)

特定事業状況報告書(別記様式第12号)に土砂等管理台帳の写しを添付して、特定事業完了届と併せて提出。

完了日から15日以内

11 完了時の水質検査等の実施及び結果報告 (21条2項)

- ①水質検査試料又は地質検査試料を採取して検査。なお、試料採取には県事務所が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。
- ②知事が別に指定する日に、特定事業水質検査等報告書(別記様式第14号)で水質検査等結果を報告。

※ アスファルトや表土で覆う場合は、完了時の水質検査等結果報告後に行うこと。

完了届提出後

12 関係書類の保存 (26条)

特定事業完了届等を提出した日から5年間、知事に提出した書類の写しを保存。

完了後